

学童保育基準の条例づくりの取り組み

2013/5/11 合宿研究会
大阪学童保育連絡協議会 伊藤真美子

【1】大阪学保協の条例に関わる運動の経過

- ① 1998年 (児童福祉法に位置づけ) …理念をふまえた学童保育条例試案作成
市町村の義務付け
- ② 子ども・子育て関連3法が国会で可決成立の後
2012年9月～ 条例検討会議(奇数月開催)
条例事務局会議(偶数月開催・法律・保育制度の専門家に加わってもらって)
- ③ 定期総会(4/29) 条例試案第一次案報告

【2】条例試案(第一次案)について

《構造》

前文 条例の理念をうたいあげる(ここは、府下の全市町村で通じるものに)

- 1章 総則：目的・学童保育の実施について市町村が責任を負う
 - ・公設学童保育所を設置する
 - ・児童福祉法に基づく届出基準を定める
- 権利・義務・利用要件
- 保護者・保護者会
- 2章 公による実施責任(”申請”を入れる)
- 3章 届出のための基準 ★今回、国が定めるべきとしたもの
- 4章 費用
- 5章 その他

《条例試案で大切にしたこと》

- ① 児童の権利
- ② 市町村の義務
- ③ 第34条の8 市町村長への届出に関して、多様な事業者の参入をどう制限していくのか
- ④ 大阪府内は公設公営が8割、現行の施策の違いを押さえながら、どんなふうに押さえしていくのか
- ⑤ 今回、児童福祉法で義務付けている条例は基準条例であるが、どこまで運動や市町村の担当課・議会も含め合意形成をつくっていくことで、市町村の実施責任・基準をよりよいものに、といった「横だし」「上乘せ」をしていく

Q: 保育条例…研究のあり方(場合による)研究、現行の制度と比較
 “ 条例の参入は法的には認めらねばならぬ(34条の2) (～) 現行の制度は小児と確保(～) 自治体責任を追求
 【3】 4回の検討会の議論になったこと

- ① 株式会社の参入等を条例で制限することができるのか (i 対象事業者の制限 ii 届出基準で制限)
Q: A: 参入は考慮するものではない、参入が目的ではない、児童を確保する目的で運動していく。
- ② 現在、補助事業で位置づけられている市町村はどのように考えるのか
- ③ 現実路線でいくのか理想路線で行くのか (今回は現実的に、今ある松原市・吹田市などの条例を参考に、「法規局」※で通るように。) A: 定員・職員は総数の子と3 各市の現況から()内 (※法規局(担当)…都道府県・市町村にある。条例案が法令などに沿っているか調べる。標準的な視点でアドバイスがもらえる)
- ④ どこまで具体的に記していくのか
- ⑤ 費用をどのように考えるのか (ILOでは福祉は応能負担)

Q: A: 条例で参入がある、徴収条例がほとんどである、さらに目的・内容を明記していく。

【4】検討会議事録

第1回(9月)…「条例とはなにか?」学習・現行の条例紹介

- ・条例と規則のちがいは?
- ・国が作るのでは?
- ・市で作る段階で市民にひらかれたものにするには?

第2回(11月)…1998年作成の学童保育条例試案を学ぶ

- 用語学習(条例・政令・省令・法令・一括交付金…)
- 新しい制度のスケジュール・法律改正内容の確認

第3回(1月)…条例試案(第1弾)提案

- ・実施主体に営利団体を認めない内容を書き込めるのか
- ・数字をどこまで具体的にいれるのか

第4回(3月)…条例試案提案・前回の意見を踏まえて

- ・届出制についてふれるべき
- ・現在、公設公営の地域だけを想定した内容になっているのでは
- ・保護者会の押さえ方

◎進め方として

- ・馴染みにくい用語を身近なものに
- ・全国連協「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」を参考に
- ・厚生労働省「放課後児童クラブガイドライン」を超えるものに 規則・細則はこれから組み
- ・専門家の意見で、修正しながら

【5】今後の運動

- ・ひきつづき、条例検討会議を開催 Q: A: 単独の条例、学童保育独自の条例で見つけ
- ・各地域の学習と運動交流 Q: A:
- ・国・府・市町村の動きをつかみ情報交換

◎「担当課がつくりあげた」という条例づくり運動を Q: A: 単独の条例はもうないが、全市町村

学童保育条例試案（第一次案）¹

前文²（検討中）

この条例は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認め、児童の生存と発達を最大限可能な限り確保することを約束し、そのためにすべての適当な措置をとることを協定した子どもの権利条約を基調とし、日本国憲法の趣旨に従い制定するものとする。

学童保育は、児童が愛情深い大人に保護され学童期にふさわしい生活を保障されることによって社会の主人公となる権利と能力をもった市民として尊重される施設とする。

第1章 総則

第1条 目的³

この条例は、保護者が労働又は疾病等のために、保育を必要とする小学校就学児童に対し、適切な遊び⁴と生活の場を提供し、その健全な育成を図るために、本市（町村）における学童保育を受ける権利について定めるとともに、本市（町村）における児童福祉法第34条の8の2第1項に基づく学童保育の届け出基準を定める。

権利及び義務

（1）権利

本市（町村）に居住する小学校に就学している児童であって、その保護者が労働または疾病等のために保育を必要とするものは、授業の終了後及び土曜日、長期休業日に、適切な遊び及び生活の場を与えられ、学童保育指導員のもとで、健全に発達する権利を有する。

（2）義務

本市（町村）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働又は疾病等のため保育を必要とするものを、授業の終了後及び土曜日、長期休業日に学童保育において保育しなければならない。

（3）利用要件

次に掲げる各号の要件の一つを満たしている児童は、学童保育を受ける権利を有する。

- 一 保護者が労働又は疾病等により保育を必要とする場合
- 二 障害のある児童であって発達上、支援が必要な場合。
- 三 その他、市町村長が必要と認めた場合。

第3条 学童保育実施における保護者・保護者会との協力⁵

本市（町村⁶）は、保護者・保護者会の参加と協力のもと学童保育の発展に努めるものとし、保護者会等の活動を積極的に支援し、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たすことを援助する。

第2章 公設学童保育所の設置と学童保育の委託⁷

第4条 公設学童保育所の設置⁸

（1）設置及び運営

本市（町村）は、学童保育を実施するための学童保育所を設置し、運営する。公設学童保育所の設置及び運営基準の詳細は別途規則で定める。

（2）名称及び位置

本市（町村）が設置・運営する学童保育所の名称及び位置は次の通りとする。

<施設名、住所一覧を掲載>

第5条 学童保育の委託⁹

（1）本市（町村）が適当と認めるときは、本市（町村）以外のものが運営する学童保育所に学童保育の実施を委託することができる。

（2）前項の委託は、本市（町村）に届け出済みの学童保育事業者が運営する学童保育所に対して行うものとする。詳細は別途施行規則に定める。

第6条 学童保育の利用及び調整・手続き

※申請という文言に市の責任を負うという意味。

（1）児童を学童保育所に入所させようとする保護者は、市に申請をしなければならない。

（2）本市（町村）は、学童保育所の利用について、必要な調整及び斡旋を行うものとする。

第3章 学童保育事業の設備及び運営基準¹⁰

第7条 届出

本市（町村）において学童保育を行う者は、本市（町村）が定める以下の基準を満たしていることを市（町村）長に届け出なければならない。

第8条 開設日・開設時間

（1）開設日

学校休業日、及び春・夏・冬季休業・土曜日等の学校休業日（日曜日・祝日・年末年始を除く）とする。新1年生も4月1日から受け入れる。

（2）開設時間

学校休業日は10時から19時、学校休業日は8時から19時とする。また必要とする児童がいる場合は、施設の実情に応じて延長保育を行う。

第9条 定員

学童保育の定員は（30）名とする。（30）名をこえる場合は分割すること。

第10条 施設・設備

（1）学童保育の施設は、専用の施設、または専用の保育室を設置する

（2）児童が生活するスペースについては、児童一人あたりおおむね（1.98㎡）以上の面積を確保

する

- (3) 生活室、静養室、調理室、教材室、遊戯室、事務室に関しては、専用の部屋、もしくは適切なスペースを確保する
- (4) 屋外にボール遊びができる程度の遊び場を確保する
- (5) トイレは男子用、女子用、障害者用を設置する
- (6) 手洗い場、足洗い場、温水シャワー室を備える
- (7) 玄関、靴箱、個人ロッカー、調理設備、医薬品、冷暖房設備、事務設備、倉庫等収納設備等を備える
- (8) 非常時、災害時に必要な設備を備えること
- (9) バリアフリー対策を講じること
- (10) 学童保育の施設・設備については、衛生及び安全が確保されていること。

第11条 職員

(1) 学童保育所には、以下の資格を持つ職員を置かなければならない。

- 一 社団法人日本学童保育士協会の規定する「学童保育士基礎」資格、または「学童保育士」資格
 - 二 保育士資格
 - 三 教員免許
- (3) 職員は、児童(30)人までに対して(2)名以上を配置する。
- (4) その他、看護師・調理師等、必要に応じて職員を配置する。
- (5) 職員の職務内容は、別途学童保育指針でこれを定める。

第12条 保育(生活)内容

- 一 児童の発達、最善の利益の保障に努めること
- 二 児童の安全・健康・衛生を確保すること
- 三 児童の安定した生活を保障すること
- 四 おやつを提供すること
- 五 学童期にふさわしい活動内容を保障すること
- 六 施設外保育に努めること
- 七 地域との交流・協力を努めること
- 八 家庭との連絡・協力をはかること

第13条 個別支援を必要とする児童への対応

- (1) 障害のある児童や、被虐待児童、多文化・多言語家庭の児童など、個別の支援を必要とする児童については、受け入れ体制を整備する。
- (2) 受け入れ体制の整備については、別途施行規則で定める。(※市町村が基本的な責任を負う)

第14条 保護者・保護者会

- (1) 保護者に対しては、伝え合い¹¹に努め、必要に応じて子育てへの援助を行うこと
- (2) 保護者会等の活動に積極的に支援、連携し、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう援助すること

第15条 学校・保育所・幼稚園・関係機関・地域との連携

児童の発達・最善の利益を保障するため、学校・保育所・幼稚園・関係機関・地域との連携をはかること

第16条 安全対策・緊急時対応

(1) 安全対策、事故・ケガの防止と対応

一 施設・設備の定期的な点検、改修、事故・ケガの対応に関するマニュアル作成、指導員の訓練・研修を行う

二 健康管理、食中毒の予防、アレルギー対策などに努める

(2) 緊急時の対応

災害などの緊急時の安全確保・危機管理に関するマニュアル作成、保護者との連絡体制を確立し、指導員の訓練・研修を行う

第17条 学童保育の運営・管理

(1) 学童保育の運営は、継続的・安定的な運営に努める

(2) 損害賠償責任保険、傷害保険に加入し保障の責を果たすこと

(3) 職員の資質向上をはかるために研修機会を十分に確保すること

(4) 適正な会計管理を行い、会計や運営の状況について、保護者に情報公開すること。

(5) 地域に対して情報公開に努めること

第18条 運営主体¹²

本市(町村)で学童保育を行う者は、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、保護者会とする。

第19条 法令及び基準の遵守

一 本市(町村)で学童保育を行う者は、上記の水準を確保し、児童の身体的、精神的及び社会的な発達の保障に努めること。

二 児童と保護者の人権を尊重すること

三 個人情報保護を適切に行い、守秘義務を遵守すること

四 本事業で営利を目的にしてはならない

第20条 監査・指導¹³

市(町村)長は、学童保育の基準を維持するため、学童保育事業を行う者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。

第4章 費用

第21条 費用

本市（町村）は、本条例6条1項により学童保育の実施を届け出済み学童保育事業者に委託する場合にはその費用を支弁する。

第22条 保育料

市（町村）長は学童保育を利用している保護者から保育料を徴収することができる。保育料は、児童一人につき月額〇〇〇〇円とする。ただし、同一世帯から二人以上の児童が入所する場合には、二人目以降の児童については、一人につき〇〇〇〇円とする。保育料は、市（町村）長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

第5章 その他

第23条 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第24条 条例の改廃

本条例の改廃にあたっては事前に本市（町村）子ども・子育て会議に諮問し、その結論を尊重するとともに利用者と十分協議をつくすものとする。

附則

この条例は、〇年〇月〇日から施行する。

1 「試案」の「素案」というのはいかにも遠慮している感じがして、「試案」の「第1次案」ということにしてみました。

2 前文が、1条の目的と重なっている感じがする。子ども権利条約などに依拠して、大きく理念をうたいあげる、ということも考えた方がいいかもしれません。

3 公設学童保育所を設置する条例案、という位置づけではなく、
届け出制による学童保育事業者が出てくることを前提に、
全体として学童保育実施について市（町村）が責任を負う、という宣言と、
公設学童保育所を設置する、という内容と、
児童福祉法に基づく届け出基準を定める、という、3つの役割を持つ条例だよ、ということを示すようにしようと考えました。

4 送ってもらったものでは「あそび」となっていたが、児童福祉法の条文が漢字だったので、以下では漢字にしました。「あそび」とすることに何か意味を込めておられるなら、元の「あそび」に戻してください。

5 タイトルがうまくつけられませんでした。考えていることをそのままタイトルにしました。

6 「市」だけになっていたところを全部「市（町村）」にしました。

7 このタイトルも、狙いをそのまま書いてみました。

8 同上。

9 同上。

10 内容については、私は分からないので、そのままにしました。

11 「伝え合い」という意味が私にはわかりませんでした。

12 この条文は、届け出基準の最後（20条）とした方がいいかもしれません。

13 監査・指導は児童福祉法に定めてあるので、届け出基準に入れる必要はないかもしれません。